

# 公立大学法人公立小松大学FD・SD推進委員会規則

平成30年4月1日

規則第11号

## (趣旨)

第1条 この規則は、公立小松大学（以下「大学」という。）の授業の内容及び方法の改善並びに事務職員等を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上に関する組織的な取組推進に向け、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を実施することを目的として、公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規程第7条に基づき大学に設置する公立小松大学FD・SD推進委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、公立小松大学自己点検評価・内部質保証推進会議（以下、「推進会議」という。）の定める計画等に基づき、次に掲げる事項を審議するとともに、FD及びSDの組織的な取り組みを推進するための活動を行う。

- (1) 大学におけるFD・SDの推進計画に関すること
- (2) 大学におけるFD・SDの実施に関すること
- (3) その他FD・SDの組織的な取組推進に関すること

2 委員会は、各年度における全学的なFD・SDの取組状況の調査をし、その結果を推進会議に報告するとともに、公表しなければならない。

## (組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長及び学科長
- (4) 事務局長
- (5) 総務課長
- (6) その他学長が必要と認めた者

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 第3条第1項第6号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げな

い。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者（学外者を含む。）の出席を求めて意見を聞くことができる。

(FD部会)

第7条 FDの取組を学部ごとに組織的に実施するため、各学部にFD部会を置く。

- 2 FD部会は、委員会が定める計画等に基づき、学部長の指揮の下にFDに関する計画の策定、活動の実施及び委員会への取組状況の報告を行う。

(SD部会)

第8条 SDの取組を組織的に実施するため、SD部会を置く。

- 2 SD部会は、委員会が定める計画等に基づき、事務局長の指揮の下にSDに関する計画の策定、活動の実施及び委員会への取組状況の報告を行う。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。